

諮問庁：国立大学法人お茶の水女子大学

諮問日：平成31年1月17日（平成31年（独個）諮問第4号）

答申日：平成31年3月14日（平成30年度（独個）答申第50号）

事件名：本人に係る特定年度の一般入試の解答用紙の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「開示請求者に係る特定年度採点済みの本人解答用紙の写し」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成30年9月5日付け茶女大企画第93号-1により国立大学法人お茶の水女子大学（以下「お茶の水女子大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、全部開示をする旨の決定を求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求書

ア 本件対象保有個人情報について審査請求人が開示を求めた経緯等

(ア) はじめに

審査請求人は、お茶の水女子大学における特定年度入学試験（以下「本件試験」という。）を受験した本人（特定受験番号、特定志望学科。以下「本件受験生」という。）の親権者法定代理人であるところ、本件に関する経緯は以下のとおりである。

(イ) 審査請求人による開示請求及び特定年月日A付け開示等

(略)

(ウ) 平成30年8月7日付け開示請求及び同年9月5日付け開示等

上記(イ)に記載した開示結果を踏まえて、審査請求人は、特定年月、本件試験の個別学力検査等における各科目の採点結果の詳細な開示を改めて求める旨の書面をお茶の水女子大学に送付した。

その結果、特定年月日B付けでお茶の水女子大学より「保有個人情報開示請求に関する手続きについて」と題する書面が審査請求人に送付され、保有個人情報開示請求に関する手続きについての教示が審査請求人に対してなされた。

そのため審査請求人が平成30年8月7日付けで「保有個人情報開示請求書」を処分庁宛てに送付したところ、同月16日付けで「保有個人情報開示請求書の受理について（通知）」、同年9月5日付けで「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」が、それぞれ処分庁より審査請求人に送付された。

イ 審査請求を求める理由

（ア）原処分の内容等

原処分によると、審査請求人が開示を求めた本件対象保有個人情報について、主に以下で述べる2つの理由により、採点委員による採点の書き込みや採点の経緯（部分点や頁ごとの合計点数）を開示することができないとのことであった。

すなわち、第1の理由として「当該採点の書き込みや採点の経緯の部分を開示すると、公表していない設問別の詳細な配点や答案の採点、評価の仕方等が推測され、これに対応する受験対策を図ることが可能となり、これらの情報を一部の受験生等が持つことにより、特定の受験者が入学試験対策を図る上で極めて有利となる等、公平・公正・的確に受験者の学力を把握することが極めて困難になる」こと（理由1）、第2の理由として「そのような事態を回避するために、配点の決定や答案の採点・評価の仕方、問題作成の在り方にまで多大な影響が及ぶおそれがあり、今後の入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じ」ること（理由2）であった。

（イ）審査請求を求める理由

第1に、上記（ア）で述べた理由1については、本件受験生が処分庁を受験することは今後ないのであるから、少なくとも本件受験生にとって今後受験において有利となることはない。また、仮に採点部分が公表されたとしても、それはあくまで当該回答に対する採点が明らかになるのみであって、特定の受験者が将来的に有利となることはない。

第2に、仮に当該採点部分が開示されたとしても前述のとおり特定の受験者が将来的に有利となることはないのであるから、配点の決定や答案の採点・評価の仕方、問題作成の在り方にまで多大な影響が及ぶおそれはないから、今後の入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは生じない。なお、仮に採点内容が明らかになることにより配点の決定や答案の採点・評価の仕方、問題作成の在り方に多大な影響が及ぶとすれば、それは処分庁がこれまで恣意的な採点を行っていたことにほかならないのであり、同影響はむしろ処分庁にとっても望ましい影響であるといえる。

第3に、近年では大学受験における採点ミスが相次いでいるとこ

る、仮に本件対象保有個人情報が開示されないことにより本件受験生に関する採点ミスが隠蔽されてしまうと、本件対象保有個人情報が開示されていればしかるべき手続によって法的手続により採点ミスについて権利や地位を主張することができたにもかかわらずこれができなくなるのであるから、本件対象保有個人情報が開示されないことにより本件受験生の権利や地位に及ぶ影響は甚大である。

(略)

さらに審査請求人としては、仮に前述の(1)イに記載した採点結果だったにもかかわらず(略)とされたことについても採点ミスがあった可能性があると考えている。

お茶の水女子大学以外では、特定大学Aの受験(特定入試)について出題ミス及び採点ミスが明らかとなったほか、特定大学Bでも出題ミスがあったことが明らかとなり、特定大学Cや特定大学D、特定大学Eでも出題ミスが発覚した。そのため、特定大学Fや特定大学Gでは採点内容等を公表するに至ったものであり、他の国立大学でも、申し出に応じて採点内容等を開示するに至っている。

以上を踏まえて、本件受験生には憲法上の知る権利等から導き出される本件試験結果の詳細な開示を求める法的根拠があるものと考えるので、本審査請求を求めるものである。

(2) 意見書

ア 理由説明書(下記第3。以下同じ。)の1について

諮問庁作成にかかる「理由説明書」における「1 開示請求の対象及び部分開示とした理由について」の第三段落には、「開示に当たって、・・・採点委員の採点の書き込みや採点の経緯が記載されている箇所を全て削除した解答用紙として開示することとしたが、決定通知の際に示した送付に基づく手続が取られなかったため、現時点での開示は行われていない。」とのことでした。

この点について、確かに審査請求人としては、あくまでも、採点委員による書き込み部分も含む「答案全て」の開示を求めるものではありませんが、当初想定していたよりも本件について解決までに時間を要する事態となっておりますので、差し当たっては、せめて上記の「採点委員の採点の書き込みや採点の経緯が記載されている箇所を全て削除した解答要旨」だけでも至急開示していただきますようお願いいたします。

仮に、審査請求人より手続を行うことが必要である場合は、貴審査会ないしお茶の水女子大学より、開示のための手続を改めて審査請求人宛てご教示いただきますようお願いいたします。

イ 理由説明書の4について

諮問庁が作成した理由説明書の「4 本件諮問の理由」によると、諮問庁において、原処分維持が適当と考えるに至った経緯について、次の大学の答申を参考にされたとのことですが、その各答申の内容がどのような内容となっており、その内容を諮問庁がどのように参考としたのかによって、審査請求人が本件について主張すべき内容も変わってきます。そのため、各答申の具体的な内容及び諮問庁がその答申内容をどのように参考としたのかを、ご開示いただきますようお願いいたします。

(ア) 平成30年3月14日付け平成29年度（独個）答申第84号
（国立大学法人山口大学諮問）

(イ) 平成30年2月7日付け平成29年度（独個）答申第69号（国立大学法人大阪大学諮問）

また、本件については、ほかにも参考とされるべき答申があると思われるかもしれません。なぜなら、これまでに審査請求人が主張してきたように、近年、出題ミスや採点ミスが全国の大学で相次いでおり、これらのミスについて答申がなされていると考えられるからです。例えば、特定年に実際された特定大学Bの一般入試では、出題ミスがありました。また、特定大学Fや特定大学Gでは、過去に出題ミスになり採点ミスが発生した結果、受験生に対して採点内容を開示するという事になったはずですが、諮問庁や貴審査会においては、そのような実例をよくよく確認していただいた上で、判断をしていただきたいです。そういうことですので、その前提としてまずは、そのような例を諮問庁若しくは貴審査会において調査していただいた上で、審査請求人宛てご開示いただきますようお願いいたします。

ウ 結語

本件について現時点で審査請求人が主張したいことは、これまでに審査請求人がお茶の水女子大学にすでに主張してきたところ（特定年月に審査請求人が同大学に送付した（略）やその後審査請求人が諮問庁に同年12月に送付した「審査請求書」等）と概ね重複しますので、まずは上記ア及びイに記載した各事項を貴審査会ないし諮問庁においてご対応いただいた上で、審査請求人の主張を補充する必要があります。

以上、諸事ご多忙と拝察しておりますが、上記イ及びウにご対応いただきますようお願い申し上げます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求の対象及び部分開示とした理由について

審査請求人からの開示請求の対象となった保有個人情報、特定年度国立大学法人お茶の水女子大学入学試験における審査請求人の提出した特定

科目（特定科目 A ないし特定科目 E）の答案全てである。

審査請求人からの開示請求について、処分庁は、本件対象保有個人情報には、審査請求人の解答のみならず、採点委員による採点の書き込みや採点の経緯（部分点等）が上書きされており、当該採点の書き込みや採点の経緯の部分を開示すると、公表していない設問別の詳細な配点や答案の採点、評価の仕方等が推測され、これに対応する受験対策を図ることが可能となり、これらの情報を一部の受験生等が持つことにより、特定の受験者が入学試験対策を図る上で極めて有利となる等、公平・公正・的確に受験者の学力を把握することが極めて困難になる他、さらに、そのような事態を回避するために、配点の決定や答案の採点・評価の仕方、問題作成の在り方にまで多大な影響が及ぶおそれがあり、今後の入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるため、法 14 条 5 号柱書き及びハに該当するものと判断し、採点の書き込み及び解答用紙の一部を不開示とする原処分をした。

また、開示に当たっては、採点委員の書き込んだ箇所が全面に及び解答欄全面が不開示部分に該当する文書があったため、当該請求内容を考慮し、採点委員の採点の書き込みや採点の経緯が記載されている箇所を全て削除した解答用紙として開示することとしたが、決定通知の際に示した送付に基づく手続が取られなかったため、現時点で開示は行われていない。

2 不開示決定をした保有個人情報

開示する保有個人情報「開示請求者に係る特定年度採点済みの本人解答用紙の写し」のうち、以下の部分

ア 答案用紙（特定科目 A）その 1～その 3

採点の経緯が分かる箇所、頁ごとの合計点数

イ 答案用紙（特定科目 B）その 1～その 2

採点の経緯が分かる箇所、頁ごとの合計点数

ウ 答案用紙（特定科目 C）その 1～その 2

採点の経緯が分かる箇所、頁ごとの合計点数

エ 答案用紙（特定科目 D）その 1～その 2

採点の経緯が分かる箇所、頁ごとの合計点数

オ 答案用紙（特定科目 E）その 1～その 2

採点の経緯が分かる箇所、設問ごとの点数、頁ごとの合計点数

3 審査請求人の主張について

原処分に対し、審査請求人より、平成 30 年 12 月 4 日付けで、本件対象保有個人情報について全部開示をする旨の決定を求める審査請求があった。

審査請求人は、全部開示しても、特定の受験者が将来的に有利になることはなく、配点の決定や答案の採点・評価の仕方、問題作成の在り方にま

で多大な影響を及ぼすおそれが生じることはないため、今後の入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれも生じない、さらに採点ミスがあった場合、本件対象保有個人情報が開示されないことにより本件受験生の権利や地位におよぶ影響が甚大であるとの主張により、全部開示を求めている。

4 本件諮問の理由

本件審査請求につき、平成30年3月14日付け平成29年度（独個）答申第84号（国立大学法人山口大学諮問）、平成30年2月7日付け平成29年度（独個）答申第69号（国立大学法人大阪大学諮問）等の例も参考とし、諮問庁は、上記1の理由により、原処分維持が適当と考えるので諮問するものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成31年1月17日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年2月13日 | 審議 |
| ④ | 同月18日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 同月26日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年3月12日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本人が受験した特定年度国立大学法人お茶の水女子大学入学試験に係る採点済み解答用紙に記録された保有個人情報であり、処分庁は、その一部を法14条5号柱書き及びハに該当するとして不開示とする原処分を行った。審査請求人は、本件対象保有個人情報の全部開示を求めているが、諮問庁は、原処分維持が適当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 諮問庁は、理由説明書において、本件対象保有個人情報には、審査請求人の解答のみならず、採点委員による採点の書き込みや採点の経緯（部分点等）が上書きされており、当該部分を開示すると、公表していない設問別の詳細な配点や答案の採点、評価の仕方等が推測され、これに対応する受験対策を図ることが可能となり、これらの情報を一部の受験生等が持つことにより、特定の受験者が入学試験対策を図る上で極めて有利となる等、公平・公正・的確に受験者の学力を把握することが極めて困難になる他、さらに、そのような事態を回避するために、配点の決定や答案の採点・評価の仕方、問題作成の在り方にまで多大な影響が

及ぶおそれがあり、今後の入学試験事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるため、法14条5号柱書き及びハに該当すると判断し、採点委員の書き込み及び解答用紙の一部を不開示とした旨説明する。

- (2) 当審査会において、本件対象保有個人情報を見分すると、不開示部分は、採点委員の書き込み部分、設問ごとの点数部分及び頁ごとの合計点数部分であると認められ、これを開示した場合、公表していない設問別の詳細な配点や答案の採点、評価の仕方等が推測され、これに対応する受験対策を図ることが可能となり、これらの情報を一部の受験生等が持つことにより、特定の受験者が入学試験対策を図る上で極めて有利となる等、公平・公正・的確に受験者の学力を把握することが極めて困難になることから法14条5号ハに該当する旨の上記諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該不開示部分は、法14条5号ハに該当するため、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条5号柱書き及びハに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号ハに該当すると認められるので、同号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司